

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法等関係法令に基づき、以下のような事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 妊娠の届出時に保健師による面接を行い、妊産婦健康診査受診票、産婦健診受診票を健康管理システムから出力して交付している。妊娠届と妊娠届出書のアンケートの情報を町職員が健康管理システムに入力する。妊娠の届出時に妊婦の個人番号の提供は求めていない。 妊婦健康診査助成 妊婦が医療機関で町が発行した妊婦健康診査受診票を受診する際に医療機関に提出することで、受診票に記載された金額分の公費助成を実施している。受診後に国保連を通して公費負担額の請求の際と一緒に納品された受診券を町職員が健康管理システムに入力し、受診券使用履歴として登録する。なお受診券に個人番号は含まない。 新生児訪問指導 生後2か月頃の児を対象に、すべての家庭を保健師が訪問し、児の健康状態や母親の産後の体調の確認と、育児について相談に応じる。新生児訪問指導の結果は管理表に記入し、健康管理システムにPDFファイルとして取り込んでいる。 乳幼児健康診査 町では乳幼児健康診査の対象者を健康管理システムで抽出し、案内状送付時の宛名シールを出力している。回収した問診票と健康診査の結果は、町職員が健康管理システムに入力する。 産婦健康診査助成・新生児聴覚検査助成 産婦が散布健康診査を受診する際と新生児が医療機関で新生児聴覚検査を受検する際に、町が発行した受診票を医療機関に提出し後日実施結果が記載された受診票と領収書を町に提出することで助成金の交付が受けられる。受診結果は町職員が健康管理システムに入力する。なお、受診票に個人番号は含まない。 番号法に基づく情報連携 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、以下の特定個人情報について情報提供ネットワークシステムに接続し情報照会を行うとともに、他機関からの情報照会に対応するため中間サーバーに副本を登録する。 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法による被災者台帳作成のため、妊娠の届出に関する情報 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は乳幼児健康診査に関する情報
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【個人情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80, 95の項</p> <p>【個人情報の提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 48, 71, 80, 95, 112, 125, 161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 若園伸和	民生部長 古沢 潤	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 古沢 潤	民生部長 石原 誠	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 石原 誠	健康福祉課長	事後	
令和3年10月1日	II 1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第8号	事後	
令和5年7月1日	II 1. いつの時点か	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II 2. いつの時点か	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要(前半)	・母子保健法に基づき、保健指導、新生児・乳児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、母子保健法の規定に従い、次の事務に利用している。 ①保健指導 ②新生児・乳児の訪問指導 ③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理及び審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付及びその費用の支給 ⑩養育医療の費用の徴収 中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会等の業務を行う。	母子保健法等関係法令に基づき、以下のような事務を行っている。 1. 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 妊娠の届出時に保健師による面接を行い、妊産婦健康診査受診票、産婦健診受診票を健康管理システムから出力して交付している。妊娠届と妊娠届出書のアンケートの情報を町職員が健康管理システムに入力する。妊娠の届出時に妊婦の個人番号の提供は求めていない。 2. 妊婦健康診査助成 妊婦が医療機関で町が発行した妊婦健康診査受診票を受診する際に医療機関に提出することで、受診票に記載された金額分の公費助成を実施している。受診後に国連通を通して公費負担額の請求の際に一緒に納品された受診券を町職員が健康管理システムに入力し、受診券使用履歴として登録する。なお受診券に個人番号は含まない。 3. 新生児訪問指導 生後2か月頃の児を対象に、すべての家庭を保健師が訪問し、児の健康状態や母親の産後の体調の確認と、育児について相談に応じる。新生児訪問指導の結果は管理表に記入し、健康管理システムにPDFファイルとして取り込んでいる。	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要(後半)	同上	4. 乳幼児健康診査 町では乳幼児健康診査の対象者を健康管理システムで抽出し、案内状送付時の宛名シールを出力している。回収した問診票と健康診査の結果は、町職員が健康管理システムに入力する。5. 産婦健康診査助成・新生児聴覚検査助成 産婦が散布健康診査を受診する際と新生児が医療機関で新生児聴覚検査を受検する際に、町が発行した受診票を医療機関に提出し後日実施結果が記載された受診票と領収書を町に提出することで助成金の交付が受けられる。受診結果は町職員が健康管理システムに入力する。なお、受診票に個人番号は含まない。 6. 番号法に基づく情報連携 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、以下の特定個人情報について情報提供ネットワークシステムに接続し情報照会を行うとともに、他機関からの情報照会に対応するため中間サーバーに副本を登録する。 ・災害対策基本法による被災者台帳作成のため、妊娠の届出に関する情報 ・母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は乳幼児健康診査に関する情報 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子保健システム・エクセルファイル・中間サーバー		事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子保健システムファイル・養育医療ファイル	母子保健ファイル	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の49の項 ◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条	番号法第9条第1項の70の項	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第8号 ◎別表第二の70の項 ◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第39条	【個人情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95の項 【個人情報の提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	
令和6年11月1日	II じきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	II じきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-8 人手を介在させる作業		記載	事後	
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられ		記載	事後	